

平成28年11月14日

答申第738号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「提訴された案件にNHKが弁護士を付ける・付けないの基準」の開示の求めがあった。

NHKは、裁判の際にNHKとして弁護士を付けるか付けないかの基準を定めた文書は存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年11月14日（第243回審議委員会）

第752号諮問、審議、答申